ＥＹ８０８

航空無線通信士「法規」試験問題

２０問　１時間３０分

Ａ－１　次の記述は、航空移動業務の無線局の免許後の変更について述べたものである。電波法（第１７条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

免許人は、無線局の目的、通信の相手方、［Ａ］若しくは無線設備の設置場所の変更をし、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、［Ｂ］なければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

	Ａ	Ｂ
１	通信事項	総務大臣の許可を受け
２	通信事項	総務大臣に届け出
３	通信事項、電波の型式、周波数、空中線電力	総務大臣の許可を受け
４	通信事項、電波の型式、周波数、空中線電力	総務大臣に届け出

Ａ－２　次の記述は、航空移動業務の無線局における免許記録に記録されている事項の遵守について述べたものである。電波法（第５２条から第５５条まで）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

①　無線局は、免許記録に記録されている［Ａ］の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。

(1) 遭難通信　(2) 緊急通信　(3) 安全通信　(4) 非常通信　(5) 放送の受信　(6) その他総務省令で定める通信

②　無線局を運用する場合においては、［Ｂ］、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許記録に記録されているところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

③　無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許記録に記録されているものの範囲内であること。

(2) 通信を行うため［Ｃ］であること。

④　無線局は、免許記録に記録されている運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

	Ａ	Ｂ	Ｃ
１	目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の機器	十分なもの
２	目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	必要最小のもの
３	無線局の種別	無線設備の機器	必要最小のもの
４	無線局の種別	無線設備の設置場所	十分なもの

Ａ－３　無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第５９条及び第１０９条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**１**から**４**までのうちから一つ選べ。

注　電気通信事業法第４条（秘密の保護）第１項又は第１６４条（適用除外等）第３項の通信であるものを除く。

１　何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

２　無線通信の業務に従事する者が、その業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

３　何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

４　何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

Ａ－４　次の記述は、義務航空機局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第９条の２及び第９条の３）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**１**から**４**までのうちから一つ選べ。

①　義務航空機局においては、［ A ］その無線設備が［ B ］を確かめなければならない。

②　義務航空機局においては、［ C ］使用するたびごとに１回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

	A	B	C
１	その航空機の飛行前に	有効通達距離の条件を満たしているかどうか	２，０００時間
２	毎日１回以上	有効通達距離の条件を満たしているかどうか	１，０００時間
３	毎日１回以上	完全に動作できる状態にあるかどうか	２，０００時間
４	その航空機の飛行前に	完全に動作できる状態にあるかどうか	１，０００時間

Ａ－５　無線局が無線電話通信において、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときに執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第１４条、第１８条及び第２６条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**１**から**４**までのうちから一つ選べ。

１　その呼出しが反覆され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

２　応答事項のうち「こちらは」及び自局の呼出符号又は呼出名称を送信して、直ちに応答しなければならない。

３　応答事項のうち相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

４　応答事項のうち相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「各局」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

Ａ－６　次の記述は、航空移動業務における無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第１４条、第１８条、第３９条及び第１５４条の２）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**１**から**４**までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の［　　］内には、同じ字句が入るものとする。

①　無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする［ A ］によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)及び(2)の事項を順次送信し、更に１分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「［ B ］」の連続及び自局の呼出符号又は呼出名称１回を送信しなければならない。この場合において、「［ B ］」の連続及び自局の呼出符号又は呼出名称の送信は、１０秒間を超えてはならない。

(1) ただいま試験中　　３回

(2) 自局の呼出符号又は呼出名称　　３回

②　①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、［ C ］を確かめなければならない。

	A	B	C
１	電波の周波数及びその他必要と認める周波数	試験電波発射中	他の無線局の通信に混信を与えないこと
２	電波の周波数	試験電波発射中	他の無線局から停止の要求がないかどうか
３	電波の周波数	本日は晴天なり	他の無線局の通信に混信を与えないこと
４	電波の周波数及びその他必要と認める周波数	本日は晴天なり	他の無線局から停止の要求がないかどうか

Ａ－７　義務航空機局がその運用を中止しようとするときの措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第１４８条及び第１４９条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**１**から**４**までのうちから一つ選べ。

１　通信可能の範囲内にあるすべての航空局に対し、その旨及び再開の予定時刻を通知しなければならない。

２　責任航空局又は交通情報航空局に対し、その旨及び再開の予定時刻を通知しなければならない。

３　責任航空局から指示されている周波数の電波により、すべての航空局及び航空機局に対し、その旨及び理由並びに再開の予定時刻を通知しなければならない。

４　当該航空機局のある航空機が航行する区域にあるすべての責任航空局に対し、その旨及び理由並びに再開の予定時刻を通知しなければならない。

Ａ－８　航空局等（注）における緊急通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第６７条及び第７０条の６）及び無線局運用規則（第９３条及び第１７７条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**１**から**４**までのうちから一つ選べ。

注　航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。

１　航空局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。

２　航空局又は航空機局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその航空局又は航空機の責任者に通報する等必要な措置をしなければならない。

３　航空局等は、緊急信号又は電波法第５２条（目的外使用の禁止等）第２号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が終了するまでの間（航空移動業務の無線局相互間において無線電話による緊急信号を受信した場合には、少なくとも１５分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

４　航空移動業務の無線局相互間において無線電話による緊急信号を受信した航空局又は航空機局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。

Ａ－９　次の記述は、１２１．５ＭＨｚの電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第１５３条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**１**から**４**までのうちから一つ選べ。

１２１．５ＭＨｚの電波の使用は、次の(1)から(6)までに掲げる場合に限る。

(1) ［ A ］の航空機局と航空局との間に通信を行う場合で、［ B ］が不明であるとき又は他の航空機局のために使用されているとき。

(2) 捜索救難に従事する航空機の航空機局と遭難している船舶の船舶局との間に通信を行うとき。

(3) 航空機局相互間又はこれらの無線局と航空局若しくは船舶局との間に共同の捜索救難のための呼出し、応答又は［ C ］の送信を行うとき。

(4) １２１．５ＭＨｚ以外の周波数の電波を使用することができない航空機局と航空局との間に通信を行うとき。

(5) 無線機器の試験又は調整を行う場合で、総務大臣が別に告示する方法により試験信号の送信を行うとき。

(6) (1)から(5)までに掲げる場合を除くほか、急を要する通信を行うとき。

	A	B	C
１	急迫の危険状態にある航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	通報
２	急迫の危険状態にある航空機	通常使用する電波	準備信号
３	航行中又は航行の準備中の航空機	通常使用する電波	通報
４	航行中又は航行の準備中の航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	準備信号

Ａ－10　次の記述は、航空移動業務の無線局における緊急通報の送信事項について述べたものである。無線局運用規則（第１７６条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**１**から**４**までのうちから一つ選べ。

無線電話による緊急通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、緊急信号（なるべく３回）に引き続き、できる限り、次の(1)から(6)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。

(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称（緊急通報のあて先を特定しない場合を除く。）

(2) 緊急の事態にある航空機の識別又はその航空機の航空機局の［ A ］

(3) 緊急の事態の［ B ］

(4) 緊急の事態にある航空機の機長のとろうとする措置

(5) 緊急の事態にある航空機の［ C ］

(6) その他必要な事項

	A	B	C
１	呼出符号若しくは呼出名称	種類	位置、高度及び針路
２	呼出符号若しくは呼出名称	発生時刻	出発地及び目的地
３	免許人名	発生時刻	位置、高度及び針路
４	免許人名	種類	出発地及び目的地

Ａ－11　次に掲げる事項のうち、航空移動業務の無線局の免許人が総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない場合に該当しないものはどれか。電波法（第８０条）の規定に照らし、下の**１**から**４**までのうちから一つ選べ。

１　遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。

２　電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。

３　航空機局が外国において、当該外国の主管庁の検査を受け、その検査の結果について指示を受けたとき。

４　航空機局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

Ａ－12　次の記述は、無線局に備え付ける書類等について述べたものである。電波法（第６０条）及び無線局運用規則（第３条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

①　無線局には、［ A ］その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの［ B ］の備付けを省略することができる。
②　①の時計は、その時刻を［ C ］１回以上中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。

	A	B	C
1	正確な時計	全部	毎日
2	正確な時計	全部又は一部	毎週
3	正確な時計及び無線業務日誌	全部	毎週
4	正確な時計及び無線業務日誌	全部又は一部	毎日

Ａ－13　次に掲げる事項のうち、航空機局の無線業務日誌に記載しなければならないものに該当しないものはどれか。電波法施行規則（第４０条）の規定に照らし、下の１から４までのうちから一つ選べ。

1　電波法第７０条の４（聴守義務）の規定による聴守周波数
2　レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
3　無線機器の試験又は調整をするために行った通信についての概要
4　機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容

Ａ－14　次に掲げる伝送のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第１５条）の規定により、すべての無線局に禁止されている伝送に該当しないものはどれか。下の１から４までのうちから一つ選べ。

1　長時間の伝送
2　虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送
3　不要な伝送
4　過剰な信号の伝送

Ｂ－１　電波法に規定する定義に関する次の記述のうち、電波法（第２条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを１、該当しないものを２として解答せよ。

ア　「無線電信」とは、電波を利用して、モールス符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
イ　「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
ウ　「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。
エ　「電波」とは、３００万ギガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
オ　「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

Ｂ－２　次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第２８条及び第２９条）及び無線設備規則（第５条から第７条まで及び第２４条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句を下の１から１０までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の［　　］内には、同じ字句が入るものとする。

①　送信設備に使用する電波の［ア］電波の質は、総務省令で定める送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差、発射電波に許容される［イ］の値及び［ウ］の強度の許容値に適合するものでなければならない。
②　受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて［エ］を与えるものであってはならない。
③　②の副次的に発する電波が［エ］を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が［オ］以下でなければならない。
④　無線設備規則第２４条（副次的に発する電波等の限度）の規定において、③にかかわらず別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。

１　周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等　　２　周波数の偏差及び幅、高調波の強度等
３　占有周波数帯幅　　４　必要周波数帯幅
５　寄生発射及び帯域外発射　　６　スプリアス発射又は不要発射
７　他の無線設備の機能に支障　　８　電気通信業務の用に供する無線設備の機能に支障
９　４０ナノワット　　１０　４ナノワット

Ｂ－３　次の記述は、航空移動業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第３９条）及び電波法施行規則（第３４条の３）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句を下の１から１０までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の［　　］内には、同じ字句が入るものとする。

①　電波法第４０条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、無線局の無線設備の［ア］を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって②によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、［イ］ため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
②　無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
③　無線局の免許人は、②によりその選任の届出をした主任無線従事者に、［ウ］ごとに、無線設備の［ア］に関し総務大臣の行う［エ］を受けさせなければならない。
④　主任無線従事者は、電波法第４０条の定めるところにより無線設備の［ア］を行うことができる無線従事者であって、次の(1)から(3)までの事由に該当しないものでなければならない。
(1)　電波法第４２条（免許を与えない場合）第１号に該当する者であること。
(2)　電波法第７９条（無線従事者免許の取消し等）第１項第１号（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により業務に従事することを停止され、その処分の期間が終了した日から［オ］を経過していない者であること。
(3)　主任無線従事者として選任される日以前５年間において無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が［オ］に満たない者であること。

１　操作の監督　　２　操作　　３　航空機の運航計画の変更の
４　航空機が航行中である　　５　総務省令で定める地域　　６　総務省令で定める期間
７　講習　　８　訓練　　９　３箇月　　１０　６箇月

Ｂ－４　次に掲げる通信の通報のうち、無線局運用規則（第１５０条及び別表第１２号）の規定に照らし、航空機の安全運航に関する通信の通報に該当するものを**１**、航空機の正常運航に関する通信の通報に該当するものを**２**として解答せよ。

ア　航空機の移動及び航空交通管制に関する通報
イ　航空機の運航計画の変更に関する通報
ウ　航空機の予定外の着陸に関する通報
エ　当該航空機を運行する者から発する航行中の航空機に関し、急を要する通報
オ　航行中又は出発直前の航空機に関し、急を要する気象情報

Ｂ－５　次の記述のうち、無線局運用規則（第１７１条の３）の規定に照らし、遭難通報等を受信した航空局の執るべき措置に適合するものを**１**、適合しないものを**２**として解答せよ。

ア　航空局は、自局以外の無線局（海上移動業務の無線局を除く。）を宛先として送信された遭難通報を受信した場合において、これに対する当該無線局の応答が認められないときは、当該無線局が応答することができるように、しばらく遅らせてから、当該遭難通報に応答しなければならない。
イ　航空局は、自局を宛先として送信された遭難通報を受信したときは、直ちにこれに応答しなければならない。
ウ　航空局は、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを航空交通管制の機関、海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
エ　航空局は、遭難通報に応答したときは、直ちに当該遭難通報を航空交通管制の機関に通報しなければならない。
オ　航空局は、宛先を特定しない遭難通報を受信したときは、遅滞なく、これに応答しなければならない。ただし、他の無線局が既に応答した場合にあっては、この限りでない。

Ｂ－６　次に掲げる事項のうち、電波法（第７３条）の規定に照らし、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができるときに該当するものを**１**、該当しないものを**２**として解答せよ。

注　無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。

ア　無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
イ　総務大臣が電波法第７２条（電波の発射の停止）の規定により、無線局の発射する電波の質が電波法第２８条（電波の質）の総務省令で定めるものに適合していないと認め、臨時に電波の発射の停止を命じた無線局からその発射する電波の質が同条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。
ウ　航空機局のある航空機について、航空機の所有権の移転その他の理由により航空機を運行する者に変更があったため、変更後航空機を運行する者に免許人の地位が承継されたとき。
エ　総務大臣が電波法第７１条の５（技術基準適合命令）の規定により、その無線設備が電波法第３章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき。
オ　電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた無線局の免許人が、その指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。